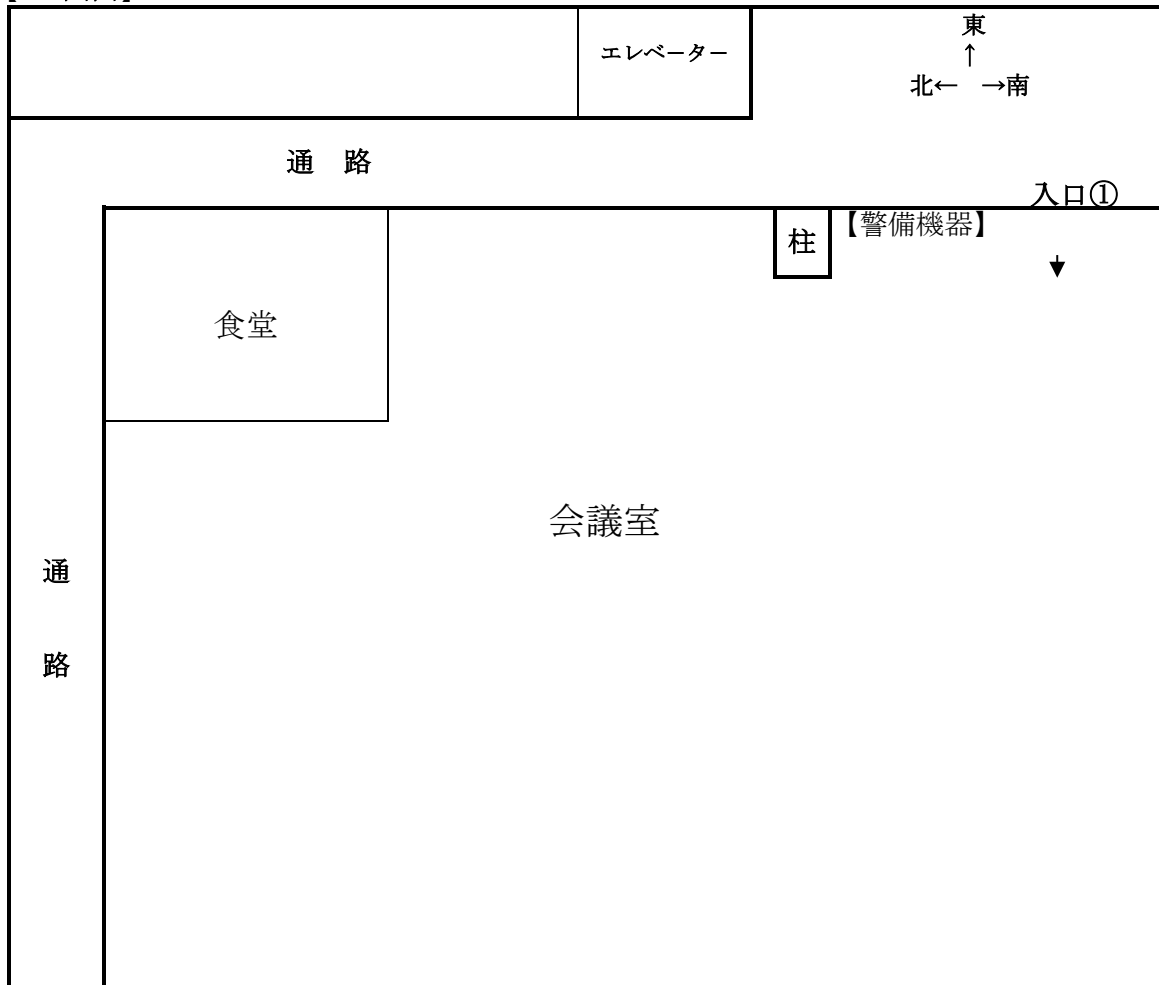


《たかせん新事務所の使用要領について》

『会議室の使用要領／貸出の場合』

- ① 出入口は原則、東の一ヶ所とする
- ② 使用部屋は会議室のみの部分とする
- ③ 空調は使用後には忘れずに電源を切ること
- ④ ゴミは使用者の責任で搬出及び処分してください
- ⑤ 火気の使用及び食事並びに喫煙は原則として禁止します
- ⑥ 会議室の使用については使用責任者が全責任により履行すること
- ⑦ ブラインドを開けた場合は使用後には閉めて（降ろして）下さい

【6F図面】



\*当ビルは全館禁煙です。喫煙はお手数ですが、当ビル北側の元丸亀町立体駐車場に喫煙場所がありますのでそちらでお願いします。